

岡山市契約事務改善検討委員会設置規程

平成5年12月20日

市訓令甲第35号

(設置)

第1条 本市の契約事務を改善するため、岡山市契約事務改善検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 契約事務を改善するための基本方針等の策定に関すること。
- (2) その他契約事務を改善するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長（財政局担当）をもって充て、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職員をもって充てるほか、別表第2に掲げる職員に委嘱する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(部会)

第5条 委員会の所掌事務に関する調査及び検討をより専門的に行い、委員会の会務を円滑に推進するため、委員会に工事等検討部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、部会長及び幹事をもって組織する。
- 3 部会長は、契約課長をもって充て、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する幹事がその職務を代理する。
- 4 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 5 幹事は、別表第3に掲げる職員をもって充てるほか、別表第4に掲げる職員に委嘱し、更に必要と認める場合には、職員の中から部会長がその都度指名する。
- 6 部会には、部会の所掌事務執行の詳細に関して、より具体的かつ専門的に調査及び検

討を行うためのワーキングチームを設置することができる。

7 部会長は、部会でより専門的に調査及び検討し、その結果を委員会に報告するものとする。

(意見の徴取)

第6条 委員長又は部会長は、必要があるときは、職員、事業者、市民、学識経験者等から意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財政局財務部契約課において行う。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年市訓令甲第53号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年市訓令甲第75号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年市訓令甲第40号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年市訓令甲第28号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年市訓令甲第24号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年市訓令甲第48号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年市訓令甲第140号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年市訓令甲第27号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年市訓令甲第45号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年市訓令甲第7号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年市訓令甲第19号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年市訓令甲第13号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年市訓令甲第159号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年市訓令甲第175号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年市訓令甲第49号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年市訓令甲第37号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年市訓令甲第39号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年市訓令甲第48号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年市訓令甲第37号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年市訓令甲第39号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年市訓令甲第11号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年市訓令甲第8号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

副市長（財政局担当以外） 政策局長 総務局長 財政局長 市民協働局長 スポーツ文化局長 保健福祉局長 岡山っ子育成局長 環境局長 産業観光局長 都市整備局長 下水道河川局長 会計管理者 財政局財務部長

別表第 2（第 3 条関係）

水道局次長 教育委員会事務局教育次長

別表第 3（第 5 条関係）

契約課工事契約担当課長 監理検査課長 北区役所農林水産振興課長 北区役所地域整備課長 北区役所土木農林分室長 中区役所農林水産振興課長 中区役所地域整備課長 東区役所農林水産振興課長 東区役所地域整備課長 南区役所農林水産振興課長 南区役所地域整備課長 環境施設課長 産業振興課長 農村整備課長 交通政策課長 市街地整備課長 庭園都市推進課長 道路計画課長 道路港湾管理課長 西部幹線道路建設課長 東部幹線道路建設課長 道路予防保全課長 公共建築課長 住宅課長 下水道保全課長 下水道施設整備課長 下水道管路整備課長

別表第 4（第 5 条関係）

教育委員会事務局学校施設課長